

佐賀県告示第百七十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十二年四月二十日から平成二十二年五月十九日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月二十日

佐賀県知事 古川 康

| 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 |
|-------------|---|-----------|
| 県道 肥前呼子線 | 東松浦郡玄海町大字長倉字神屋一 一九三番五地先から 東松浦郡玄海町大字長倉字長ヲサ 一二九八番四地先まで | 平成二二・四・二一 |